

令和4年10月14日

合志市職員の懲戒処分の公表

令和4年10月14日付けで、本市職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分年月日 令和4年10月14日

2. 被処分者及び処分の種類

①当該職員【不適正な業務執行】

令和3・4年度関係職員 産業振興部主事（25歳） **戒告**

②管理責任者【指導監督不適正】

令和3年度関係職員 総務部部长（前産業振興部部长）（59歳） **戒告**

教育部課長（前産業振興部課長）（53歳） **戒告**

教育部課長補佐（前産業振興部課長補佐）（47歳） **戒告**

令和4年度関係職員 産業振興部部长（56歳） **訓告**

産業振興部課長（53歳） **訓告**

産業振興部課長補佐（43歳） **訓告**

3. 処分に至る経緯

産業競争力強化法に基づく、合志市の「認定創業支援等事業計画」（期間：平成30年12月26日～令和4年3月31日）について、国への計画変更の申請を失念していた結果、令和4年度以降の計画期間が切れた状態になっていることが判明した。

今年度（令和4年度）は、15事業者に本市から「証明書」を発行していたところ、本事案が発覚し、国から「今年度発行した証明書については、全て無効」との連絡があったもの。

4. 事業の概要について

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画は、市が商工会等と連携し、継続的に事業者の創業支援等を行う事業計画を国が認定する制度のこと。事業計画で定める、創業希望者等に行う継続的な支援で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識全てが身につく事業（創業セミナー等）を「特定創業支援等事業」という。

この事業による支援を受けた事業者には、当該支援を受けた旨の「証明書」を市が発行する。「証明書」の発行を受けた事業者は、国による支援策や優遇措置等を活用出

来る。

5. 事業者への影響

「証明書」が無効となったことで活用不可、または、活用出来ない可能性のある支援制度、及び、その利用者数は以下の通り。

各支援制度等	利用者数（15 事業者中）
①登録免許税の軽減措置	1 件
②創業関連保証特例活用時の優遇	0 件
③日本政策金融公庫の融資制度での優遇	1 件
④国の小規模事業者持続化補助金	採択 1 件、申請中 1 件、申請予定 4 件

※④補助金影響試算額（最大値）…1,200 万円（200 万円×6 事業者）

6. 市長コメント

このたび、本市職員が適正な事務を怠ったことにより、創業希望者の皆様の事業活動に支障をきたしたことに對し、心より深くお詫び申し上げます。

当該職員には、厳正な処分を行うとともに、上司職員についても指導監督責任により処分を行いました。

併せて、私、及び、副市長については、給料の 10 分の 1 を 1 か月減額する条例案を、本日開催の令和 4 年第 2 回合志市議会臨時会に提案し、承認を頂きました。

今後、再びこのような事態が発生することがないように、組織的なチェック体制の整備を図り、再発の防止と市民の皆様方の信頼を回復出来るよう、全力で取り組んでまいります。

【連絡先】

総務部 総務課 人事班
TEL 096-248-1112